

【閲覧用】

小郡市

みんなですすめる

まちづくり条例（案）

《解説付》

令和 4 年  
7 月 22 日 -  
8 月 14 日

# 小都市みんなですすめるまちづくり条例

## 条例について

小都市をいつまでも住み続けたいまちにするために  
みんなでまちづくりをすすめることを条例として定めます。  
「みんな」とは、小都市に関わるあらゆる人のことを指しています。  
ひとりひとりが担い手として地域や誰かのために自分ができることからまちづくりに関  
わってほしいということを伝えるとともに、地域コミュニティや市民活動団体、ボランティ  
アをはじめ、小郡のまちづくりを支えるみなさんを応援することを目的とする条例です。  
読みやすいように、小都市で初めて「です・ます」調で条例文を綴っています。  
市民のみなさんと共に2年をかけて丁寧に素案をつくりました。

## 条例のタイトルについて

だれでも読みやすいうように全ての文字を「ひらがな」にしています。  
小都市に関わるみんなが担い手として、ひとりひとりの状況に応じて、できることから  
まちづくりに関わってほしいという願いをこめてつけたものです。  
また、「すすめる」には、まちづくりを「進める」と「勧める」の2つの意味をこめて  
います。

## 条例の構成

前文	
第1条	目的
第2条	基本理念
第3条	定義
第4条	市の責務
第5条	市の取組
第6条	市民の役割と取組
第7条	地域コミュニティの役割と取組
第8条	市民活動団体の役割と取組

## 前 文

みんながまちづくりの担い手です。

小都市を未来にわたって心豊かな人の暮らしが営まれるまちにする。

それを叶えるために必要なことは、このまちに関わるひとりひとりがそれぞれの立場や状況に応じて共に暮らしを担い合うことです。

私たちは、人のつながりを大切にし、まちづくりをみんなですすめます。

原始から人の暮らしが営まれてきたこのまちは、それぞれの時代に合わせて様々な人や文化が行きかう交通の便のよさを活かして発展してきました。

また、水と緑に恵まれ、渡り鳥が飛来する、美しい自然が残っています。

七夕の里として親しまれ、花立山に登れば、宝満川が流れるまちの全景を望むことができる大きさで、互いの顔が見えて声をかけあえる人の関係を築くことができる、ちょうどいいまちです。

これから本格的な人口減少社会を迎えます。既に、多様で複雑になった社会と人の価値観によって、人々の暮らしは変化し続けています。この状況に立ち向かうために求められるのは、市民ひとりひとりが自分事としてまちづくりへの関わりを積み重ねていくことです。現に、小都市でも地域コミュニティや市民活動団体をはじめとする様々な担い手によって、人に寄り添った活動が行われています。

まちづくりへの関わりは自分のできることから。

大げさなことではなく、あいさつや声かけなどを通して、人との関係をつくることから始まります。それをきっかけに多様な仲間たちと共に人のつながりや支え合いを育み、小郡らしいまちづくりをすすめていきましょう。

市と市民が共に手を取り合いながらみんなでまちづくりをすすめることによって、小都市を「あらゆる人の人権が尊重され、自分らしくまちづくりに関わる人であふれる、誰もが幸福を感じられるまち」とするために、この条例を制定します。

前文には、条例がつくられる背景とその思い、めざすまちの姿を記しています。

ポイントは、次の3点です。

- ・みんなでまちづくりをすすめる「チーム小郡」で、持続可能な地域社会をつくる
- ・ひとりひとりが自分事として、自分のペースでまちづくりに関わってほしい
- ・長く続く人の暮らしと豊かな自然、暮らしやすさなど、小郡のちょうどいいが育む人のつながりや支え合いで、小郡らしいまちづくりをすすめる

## 本文

### (目的)

第1条 この条例は、市と多様な市民がみんなでまちづくりをすすめることで、共感・共働・共創による共生社会をめざし、小郡市を「あらゆる人の人権が尊重され、自分らしくまちづくりに関わる人であふれる、誰もが幸福を感じられるまち」とするために基本的な事項を定めることを目的とします。

市と多様な市民がみんなでまちづくりを担い合う共生社会を実現することで、小郡市を「誰もが幸福を感じられるまち」とすることをめざします。  
この条例では、まちづくりの基本的な事項を定めます。

### (基本理念)

第2条 基本理念は、次のとおりとします。

- (1) あらゆる人の人権を尊重します。
- (2) 小郡市に関わる全ての人が担い手としてまちづくりに関わります。
- (3) まちづくりの担い手同士、対等な立場で対話を通して共に気づき学び、互いの関係を築きながら役割や責任を理解します。
- (4) まちづくりの担い手は、それぞれの思いや状態によって違う役割と、それらに伴う関わり方を認め合います。

まちづくりをすすめる上での基本的な考え方を定めています。

- (1) まちづくりで最も大切にされるのは人です。それぞれの思いや行動を尊重しましょう。
- (2) まちづくりの担い手は、小郡に住む人に限りません。仕事や学校に通っている人、遊びに来る人、以前住んでいた人、出身の国や年齢を問わず、小郡に関わる全ての人が「チーム小郡」のメンバーです。
- (3) まちづくりのスタートは対話から。お互いのことを知り合い、共感できたら関係を深め、共に考え、共に具体的な取組へ。
- (4) 誰もがまちづくりに主体的に関わってほしいと願っています。一方で、生活や抱える背景によって、それぞれのまちづくりへの関わり方があります。  
「ボランティアが楽しみ。」「今は忙しくて関われないけど、いつか。」  
「直接関われないけど、応援する。」など、それぞれの状況に応じたまちづくりへの関わり方を認め合うことが心地いい関係性をつくります。

## (定義)

第3条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

### (1) まちづくり

市民が住みよい地域社会をつくるために行う公平かつ公正で公益的な取組や行動のことをいいます。

### (2) 市民

居住・事業の営み・通勤・通学・訪問など、小郡市に関わるあらゆる個人又は団体のことをいいます。

### (3) 地域コミュニティ

地縁に基づいて組織され、住みよい地域社会をつくるために活動する自治会や校区まちづくり組織をはじめとする団体のことをいいます。

### (4) 自治会

生活の基盤となる一定の地域に住む人たちにより組織され、助け合いと支え合いによって自治活動を行う団体のことをいいます。

### (5) 校区まちづくり組織

主に小学校区を単位として設置され、自治会をはじめとする団体や個人が連携・協力し、主体的にまちづくりを行う団体のことをいいます。

### (6) 市民活動団体

特定のテーマや思いに基づき、社会や地域の課題解決などの公益的な活動を行うことを目的に組織された非営利活動団体(NPO)やボランティアグループをはじめとする団体のことをいいます。

この条例で使う言葉を定義します。

### (1) まちづくり

隣近所の方とのあいさつや、ボランティア活動、暮らしを支える経済活動など、地域のため人のための取組や行動がまちづくりです。

### (2) 市民

小郡市に住んでいることが条件ではなく、小郡に関わりがあるあらゆる人と団体を市民とします。市内の公的機関や学校、事業所はもちろん、働く人や通う人、以前住んでいた人や、小郡に魅力を感じて訪ねてくれたり、応援してくれたりする人なども大切な市民です。

### (3) 地域コミュニティ／(4) 自治会／(5) 校区まちづくり組織

地縁に基づいて組織され、そこに住む人たちの豊かな暮らしのために主体的にまちづくりを行う団体のみなさんです。小郡市においては、自治会や校区まちづくり組織がその代表で、老人クラブや子ども会なども地域コミュニティといえます。

### (6) 市民活動団体

自らの思いやテーマを共有した市民によって組織されます。小郡市内でも様々なテーマを掲げたNPOやボランティアグループが活躍しています。

(市の責務)

- 第4条 市は、自らもまちづくりの担い手として、市民と共に地域社会に関わり、公平かつ公正な取組を推進します。
- 2 市は、多様な担い手によるまちづくりを推進するために、それぞれが心地よく活動ができる環境や支援体制をつくります。
- 3 市は、市民との対話や交流の機会を通して互いの情報や思いを共有し、まちづくりを促進する事業を行います。

市の責務は、職員自らが担い手としてまちづくりに関わることはもちろん、公平で公正な取組を通して、市民のみなさんがまちづくりに関わりやすく活動しやすい環境を整えることです。

そして、対話や交流を通して、市民に気軽に声をかけてもらえるような関係を築いていくとともに、つなぎ手として担い手同士がつながる場や機会を提供します。

(市の取組)

- 第5条 市は、まちづくりを推進するために、市民、地域コミュニティ及び市民活動団体に対して、次の取組を実施します。

- (1) まちづくりを行う人材の育成
- (2) まちづくりに関する情報の蓄積と発信
- (3) まちづくりに関する学習機会の提供
- (4) まちづくりの担い手の交流の場の提供
- (5) まちづくりの担い手の財政的支援
- (6) まちづくりの担い手の活動の機会と場所の提供

市がみんなでまちづくりをすすめるために行う具体的な事項です。条例に基づいて、まちづくりに関わる人材の育成や団体を支える取組を多面的に実施します。

「まちづくり」という言葉には、小都市が抱える様々な地域課題を当てはめることができます。その解決に向けて、市民と共に様々な取組を展開していきます。

### (市民の役割と取組)

第6条 市民は、まちづくりの担い手として、暮らす地域と人を大切にし、自分ができるところからまちづくりに参画しましょう。

2 市民は、自治会や校区まちづくり組織などの地域コミュニティや、市民活動団体などに関心を持ち、状況や思いを正しく知り、参加・協力しましょう。

自分の暮らしに目を向けて、できることからまちづくりに関わりましょう。

積極的にボランティアに参加することはもちろん、地域の人に声をかけること、活動を応援することも関わり方の一つです。

まずは、身近なところで行われているまちづくりに関心をもち、自治会（行政区）への加入や、校区まちづくり組織や市民活動団体への参加・協力をお願いします。

### (地域コミュニティの役割と取組)

第7条 地域コミュニティは、共助の担い手として地域課題の解決を図り、主体的なまちづくりの推進に努めます。

2 地域コミュニティは、相互理解を深めるために自らの活動を発信し、誰にとっても身近で参加・協力しやすい環境をつくるとともに、市民や市民活動団体と良好な関係を築くよう努めます。

3 自治会は、最も身近な住民自治組織として、地域内の支え合いや交流を通して、住みよい地域社会の形成に努めます。

4 校区まちづくり組織は、校区内の自治会や各種団体との連携・協力を通して、地域の実情に応じたまちづくりの推進に努めます。

地域コミュニティは、地縁に基づいて組織され、そこに住むみなさんの連携・協力によって、豊かな地域社会をつくることが役割です。また、誰にとっても身近で参加・協力しやすい開かれた組織であることを期待しています。

自治会は、小都市を支える基礎的な自治組織です。地域に住む皆さんの助け合いと支え合いによって維持されている自治会の活動は、住民同士の交流の他、高齢者の方の見守りなど、これから的人口減少社会において、ますます重要性が高くなっています。

校区まちづくり組織は、校区内の組織と多様な人材が協力し合い、それぞれの自治会だけでは解決が困難な地域課題に対応する役割を果たすまちづくりの担い手です。自治会バス事業や買い物支援事業などが行われているように、地域の実情に応じた様々な取組の実践が期待されています。

(市民活動団体の役割と取組)

第8条 市民活動団体は、特性や柔軟性を活かしながら、地域の様々な課題の解決を図り、住みよい地域社会の形成に努めます。

2 市民活動団体は、相互理解を深めるために自らの活動を発信するとともに、市民や地域コミュニティと良好な関係を築くよう努めます。

多様なテーマと特別な思いをもって活動している市民活動団体は、これから活躍が一層期待されています。

小郡市内でも、福祉や青少年育成などをテーマとする様々な市民活動団体が活躍しています。その特性や柔軟性が地域コミュニティや事業所との関係の中で活かされることで、もっと小郡のまちづくりは活性化します。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。